

令和6年4月

清華学園短期入所事業運営規程

社会福祉法人 松風会 清華学園
事業所番号 4210300259

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松風会が開設する清華学園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 清華学園
- 2 所在地 長崎県島原市有明町大三東甲2150番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
看護職員		1			利用者の健康管理等看護業務を行う
生活支援員 夜間支援員		2			利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う
調理職員		8			利用者に対する食事の提供を行う
管理栄養士		1			必要な栄養管理を行う
事務員		1			経理、総務を担当する。

(指定短期入所の事業の種類)

第5条 事業所は、入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所事業を行う。(空床型)

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第6条 事業所は島原市、雲仙市及び南島原市が実施する「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等事業として以下の機能を担う。

(1) 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(主たる対象者)

第7条 事業所は、主たる対象者を知的障害者及び障害児とする。

(短期入所の定員)

第8条 事業所の短期入所の定員は6人とする。

2 事業者は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの提供)

第9条 事業所は、指定短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による援助を受けさせてはならないものとする。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、指定短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

(1) 食事の提供 朝食 280 円、昼食 440 円、夕食 380 円

(2) 創作的活動又は生産活動に係る材料費 実費

(3) 日用品費 実費

(4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎事業の実施地域は次のとおりとする。

島原市内及び雲仙市国見町、南島原市深江町

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第13条 事業所の従業者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第15条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した短期入所に関し、障害者自立支援法第48条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(虐待防止及び身体拘束適正化委員会の設置)

第17条 事業所は虐待の防止、身体拘束適正化を検討するための委員会として虐待防止及び身体拘束適正化委員会を設置し、同委員会を毎年4回開催する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6か月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成25年4月1日 改正 (第4条)

令和3年4月1日 改正 (第4条、第6条追加)

令和4年4月1日 改正 (第17条追加)

令和6年4月1日 改正 (第10条)